事　 務　 連 　絡

令和６年４月２日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

指定障害児入所施設　　　 管理者 様

板橋区福祉部障がい政策課

**令和６年度福祉・介護職員等処遇改善加算の計画書の提出について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　板橋区において、標記にかかる計画書を下記のとおり受付することとしましたのでお知らせいたします。

記

**１ 概要**

令和６年度（令和６年４月サービス提供分から令和７年３月サービス提供分）において、令和６年度福祉・介護職員処遇改善加算（旧３加算及び新加算）の算定を希望する場合は、計画書の提出をお願いいたします。

　なお、令和５年度以前に計画書を提出されている事業者についても、令和６年４月以降に加算を算定しようとする場合、必ず改めて計画書の提出が必要です。

**２ 提出期限**

**令和６年４月１日（月）から 令和６年４月１５日（月）17時必着**

※上記期限は、福祉・介護職員処遇改善加算等（旧３加算）を４月又は５月から算定開始する場合及び**新加算を６月から算定開始する場合**の計画書の提出期限です。

**３ 提出書類**

別添の計画書様式のファイルをご使用ください。

　※後日、区ホームページでも計画書様式を掲載する予定ですが、下記の厚生労働省のホ

ームページ掲載の様式と同一となりますので、そちらの方もご参考ください。

(URL) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/minaoshi/index\_00007.html

**４ 提出方法・提出先**

①郵送

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区　福祉部　障がい政策課　認定給付・指導係　宛

②メール

宛先：f-nintei@city.itabashi.tokyo.jp

件名：「令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算の計画書の提出について」

③窓口

板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口へ提出にてください。担当者不在の場合には、窓口対応した職員に書類をお渡しください。

**※令和６年４月より担当窓口が変更になっておりますのでご注意ください。**

**５ 留意事項※必ずご一読ください。**

①計画書を作成した**担当者様の氏名・連絡先（電話番号、メールアドレス）を記載してください**。不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡させていただきます。

②個人情報を含む書類の提出がある場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いいたします。

③令和４年７月より、**書類の提出先が東京都→板橋区に変更となっております**が、誤って東京都へ書類提出される件が散見されます。誤って提出された書類は、板橋区へは移管されず、東京都より連絡を受けることもございません。そのため、**期限内に東京都に提出した場合でも、板橋区への提出とはみなしませんので、今一度提出先が板橋区となっているかをご確認ください**。

④様式のExcelデータは編集しないでください。

（例）Excelの各シートの削除、引用式の削除等

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がい政策課　認定給付・指導係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２３９２

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９